

埼玉県中小企業制度融資要綱 新旧対照表

改正後

現行

第1～第3 (略)

第1～第3 (略)

第4 各資金(貸付)の融資条件

第4 各資金(貸付)の融資条件

1 事業資金(一般貸付)

1 事業資金(一般貸付)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.7%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.6%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.6%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

2 事業資金(短期貸付)

2 事業資金(短期貸付)

(1)～(2)	(略)
(3) 融資限度額	中小企業者 信用保証を付するもの <u>3,000万円</u> 信用保証を付さないもの <u>3,000万円</u> 信用保証を付するものと付さないものの併用 合計 <u>6,000万円</u> 認定組合及びその組合員 <u>6,000万円</u>
(4)～(12)	(略)

(1)～(2)	(略)
(3) 融資限度額	中小企業者 信用保証を付するもの <u>2,000万円</u> 信用保証を付さないもの <u>2,000万円</u> 信用保証を付するものと付さないものの併用 合計 <u>4,000万円</u> 認定組合及びその組合員 <u>5,000万円</u>
(4)～(12)	(略)

\* (略)

\* (略)

3 小規模事業資金

3 小規模事業資金

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.6%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が3年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 ただし、経営革新計画(*)の承認を受けてから5年未満の者にあつては、次の特例を適用する 融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が3年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が3年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 ただし、経営革新計画(*)の承認を受けてから5年未満の者にあつては、次の特例を適用する 融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が3年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* (略)

\* (略)

3の2 小規模事業資金の借換制度(再借換を含む。)

3の2 小規模事業資金の借換制度(再借換を含む。)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超7年以内の場合 年 <u>1.6%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 ただし、経営革新計画(*)の承認を受けてから5年未満の者にあつては、次の特例を適用する 融資期間が5年超7年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超7年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 ただし、経営革新計画(*)の承認を受けてから5年未満の者にあつては、次の特例を適用する 融資期間が5年超7年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* (略)

\* (略)

4 起業家育成資金

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.0%</u> 以内
(5)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類 (2部うち原本1部)	
ア～ケ (略)	
コ (1) エの場合 事業経験の内容を記載した資格要件申告書 (様式8-2)	
サ～セ (略)	

\*1～\*6 (略)

5 設備投資促進資金

(1) 融資対象者	次のアから <u>オ</u> のいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 <u>(削除)</u>  <u>ア</u> 人手不足の解消又は緩和のために、人手の省力化につながる設備投資を行う者 <u>イ</u> シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備や、活躍の場の拡大のために設備投資を行う者 <u>(削除)</u> <u>ウ</u> カーボンニュートラルの実現につながる設備投資 (*1) を行う者 <u>エ</u> DXの推進のための設備投資 (*2) を行う者 <u>オ</u> 事業再構築の推進のため補助金 (*3) を受けて設備投資を行う者
(2)～(3)	(略)
(4) 融資利率	(1) <u>ア及びイ</u> にあつては、 融資期間が10年超15年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内 (1) <u>ウ</u> から <u>オ</u> にあつては、 融資期間が10年超15年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.0%</u> 以内
(5)～(11)	(略)

(12) 申込書添付書類 (2部 (ケ、コ、サは3部) うち原本1部)	
ア～ク (略)	
ケ (1) <u>ア及びイ</u> の場合 設備投資促進資金に係る認定書 (様式14-1) <u>((1) アで中小企業省力化投資補助金又は中小企業人手不足対応支援事業による補助金 (*4) の場合は事業計画書及び交付決定通知書等の写しに代えることができる。)</u>	
コ (1) <u>ウ</u> の場合 設備投資促進資金に係る認定書 (カーボンニュートラル実現につながる設備投資) (様式14-3)	
サ (1) <u>エ</u> の場合 設備投資促進資金に係る認定書 (DX推進のための設備投資) (様式14-4)	
シ (1) <u>オ</u> で中小企業等事業再構築促進補助金の場合 事業計画書及び交付決定通知書等の写し	
ス (1) <u>オ</u> で埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金の場合 実施計画書及び交付決定通知書等の写し	
セ～ソ (略)	

*1～*2 (略)	
*3 「補助金」 次のア又はイに掲げるものに限る	
ア 「中小企業等事業再構築促進補助金」 経済産業省 <u>の</u> 中小企業等事業再構築促進補助金の採択を受けた補	

4 起業家育成資金

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.0%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>0.9%</u> 以内
(5)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類 (2部うち原本1部)	
ア～ケ (略)	
コ (1) エの場合 <u>開始する事業概要と過去の</u> 事業経験の内容を記載した資格要件申告書 (様式8-2)	
サ～ソ (略)	

\*1～\*6 (略)

5 設備投資促進資金

(1) 融資対象者	次のアから <u>キ</u> のいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 <u>ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかの成長分野に進出する者 (申込時に当該事業に係る工場、店舗、機械設備等の取得が具体化しているなど、客観的に成長分野における事業に着手していると認められる者) 又は成長分野における事業を営んでいる者であつて、計画を定めて設備投資を行う者</u> <u>(ア) 健康づくり・長寿社会対応事業</u> <u>(イ) 女性活躍支援事業</u> <u>イ</u> 人手不足の解消又は緩和のために、人手の省力化につながる設備投資を行う者 <u>ウ</u> シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備や、活躍の場の拡大のために設備投資を行う者 <u>エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を実施するための設備投資を行う者</u> <u>オ</u> カーボンニュートラルの実現につながる設備投資 (*1) を行う者 <u>カ</u> DXの推進のための設備投資 (*2) を行う者 <u>キ</u> 事業再構築の推進のため補助金 (*3) を受けて設備投資を行う者
(2)～(3)	(略)
(4) 融資利率	(1) <u>アからエ</u> にあつては、 融資期間が10年超15年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.0%</u> 以内 (1) <u>オ</u> から <u>キ</u> にあつては、 融資期間が10年超15年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.0%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>0.9%</u> 以内
(5)～(11)	(略)

(12) 申込書添付書類 (2部 (ケ、コ、サは3部) うち原本1部)	
ア～ク (略)	
ケ (1) <u>アからエ</u> の場合 設備投資促進資金に係る認定書 (様式14-1)	
コ (1) <u>オ</u> の場合 設備投資促進資金に係る認定書 (カーボンニュートラル実現につながる設備投資) (様式14-3)	
サ (1) <u>カ</u> の場合 設備投資促進資金に係る認定書 (DX推進のための設備投資) (様式14-4)	
シ (1) <u>キ</u> で中小企業等事業再構築促進補助金の場合 事業計画書及び交付決定通知書等の写し	
ス (1) <u>キ</u> で埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金の場合 実施計画書及び交付決定通知書等の写し	
セ～ソ (略)	

*1～*2 (略)	
*3 「補助金」 次のア又はイに掲げるものに限る	
ア 「中小企業等事業再構築促進補助金」 経済産業省 <u>令和2年度、令和3年度及び令和4年度補正予算事業</u>	

助事業者に対する補助金

イ (略)

\* 4 「中小企業省力化投資補助金又は中小企業人手不足対応支援事業による補助金」 次のア又はイに掲げるものに限る。  
ア 「中小企業省力化投資補助金」 経済産業省の中小企業省力化投資補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金  
イ 「中小企業人手不足対応支援事業による補助金」 埼玉県の中小企業人手不足対応支援事業による補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金

6 産業創造資金 (経営革新計画促進貸付)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* (略)

7 産業創造資金 (事業承継特別貸付)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* 申込日が、法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業省が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。産業創造資金（事業承継支援貸付）(1)イにおいて同じ。

8 産業創造資金 (事業承継支援貸付)

(1) 融資対象者	中小企業者 次のアからウのいずれかに該当する者 <u>(削除)</u>  ア 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社、同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者（経営承継関連保証、経営承継準備関連保証又は特定経営承継関連保証） イ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であって、保証協会へ
-----------	--

「中小企業等事業再構築促進補助金」の採択を受けた補助事業者に対する補助金

イ (略)

(新設)

6 産業創造資金 (経営革新計画促進貸付)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.0%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* (略)

7 産業創造資金 (事業承継特別貸付)

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.0%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* 申込日が、法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業省が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。産業創造資金（事業承継支援貸付）(1)イ (イ) において同じ。

8 産業創造資金 (事業承継支援貸付)

(1) 融資対象者	中小企業者 次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者（(イ)から(エ)に該当する場合、第3の1(2)に該当することを要しない。また、(イ)から(エ)で事業税等の納期限が到来していない場合、第3の1(3)に該当することを要しない。） <u>(ア) 親族内承継（3親等内の親族に限る。以下同じ。）又は役員・従業員承継により、代表者を交代しようとする法人又は代表者が交代してから2年未満の法人</u> <u>(イ) 親族内承継又は役員・従業員承継により、第3の1に該当する個人から事業の引継ぎを受けてから2年未満の者</u> <u>(ウ) 経営者の後継者が不在の法人（第3の1に該当する者に限る。）からM&amp;A（株式譲渡、事業譲渡等をいう。）により事業の譲渡を受けようとする法人又は事業の譲渡を受けてから2年未満の法人</u> <u>(エ) 後継者不在の個人（第3の1に該当する者に限る。）から事業の譲渡を受けようとする者又は事業の譲渡を受けてから2年未満の者</u> イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者 <u>(ア) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社又は同項第2号の認定を受けた個人（経営承継関連保証又は経営承継準備関連保証）</u> <u>(イ) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であって、保証協会へ</u>
-----------	--

	<p>の申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証）</p> <p><u>ウ</u> <u>経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人（特定経営承継準備関連保証）</u></p>
(2) 資金使途	<p>設備資金 経営承継円滑化法第12条第1項第1号、第2号又は第3号の認定を受けた議決権株式等又は事業用資産等（<u>事業に不可欠であって、建物が存する土地及び申込時において設置済みの設備を含む。</u>）の取得のため必要なものに限る</p> <p>運転資金 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ又は第2号イの認定を受けた事由のため必要なもの又は事業用資産等に限る（次のアからウに掲げるものを除く。）</p> <p><u>ア</u> 相続税又は贈与税の納税資金  <u>イ</u> 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金  <u>ウ</u> 遺留分の減殺を受けた場合に事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金</p>
(3)	(略)
(4) 融資利率	<p>融資期間が5年超10年以内の場合 年<u>1.5%</u>以内  融資期間が3年超5年以内の場合 年<u>1.4%</u>以内  融資期間が1年超3年以内の場合 年<u>1.3%</u>以内</p>
(5)～(6)	(略)
(7) 信用保証	<p>付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内（(1) <u>ア</u>は経営承継関連保証、<u>経営承継準備関連保証</u>又は<u>特定経営承継関連保証</u>、(1)イは経営承継準備関連保証、<u>(1)ウは特定経営承継準備関連保証</u>）  ただし、(1)イの場合を除き、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</p>
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	<p>ア～ク (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ケ</u> 次の(ア)及び(イ)に掲げる書類  (ア) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イからハ、第2号又は第3号の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の提出書類の写し  (イ) 保証協会所定の財務要件等確認書（(1)イの場合に限る。）</p> <p><u>ク</u> 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書  <u>サ</u> 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</p>

	<p>への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証）</p> <p><u>(新設)</u></p>
(2) 資金使途	<p>設備資金 <u>次のア又はイに掲げるものに限る</u>  <u>ア (1)アの場合 承継する事業の実施に必要なもの（事業に不可欠であって、建物が存する土地の取得資金を含む。）</u>  <u>イ (1)イの場合 経営承継円滑化法第12条第1項第1号又は第2号の認定を受けた議決権株式等又は事業用資産等（土地及び申込時において設置済みの設備を含む。以下同じ。）</u>の取得のため必要なもの</p> <p>運転資金 <u>次のア又はイに掲げるものに限る</u>  <u>ア (1)アの場合 承継する事業の実施に必要なもの</u>  <u>イ (1)イの場合 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ又は第2号イの認定を受けた事由のため必要なもの（次の(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）</u>  <u>(ア)</u> 相続税又は贈与税の納税資金  <u>(イ)</u> 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金  <u>(ウ)</u> 遺留分の減殺を受けた場合に事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金</p>
(3)	(略)
(4) 融資利率	<p>融資期間が5年超10年以内の場合 年<u>1.4%</u>以内  融資期間が3年超5年以内の場合 年<u>1.3%</u>以内  融資期間が1年超3年以内の場合 年<u>1.2%</u>以内</p>
(5)～(6)	(略)
(7) 信用保証	<p>付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内（(1) <u>イ(ア)</u>は経営承継関連保証 <u>又は経営承継準備関連保証</u>、(1)イ <u>(イ)</u>は経営承継準備関連保証）  ただし、(1)イ <u>(イ)</u>の場合を除き、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</p>
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	<p>ア～ク (略)</p> <p><u>ケ (1)アの場合 次の(ア)から(エ)に掲げる書類</u>  <u>(ア) 事業承継計画書（事業承継支援貸付用）（様式10）</u>  <u>(イ) 事業承継に係る同意書（様式11）及び事業承継に係る契約書の写し（親族内承継及び法人の代表者交代の場合を除く。）</u>  <u>(ウ) 被承継者に係るアからウに定める書類</u>  <u>(エ) 法人の登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し</u></p> <p><u>ク (1)イの場合 次の(ア)及び(イ)に掲げる書類</u>  (ア) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イからハ <u>又は第2号の認定書の写し</u>、認定申請書の写し及び認定申請の提出書類の写し  (イ) 保証協会所定の財務要件等確認書（(1)イ <u>(イ)</u>の場合に限る。）</p> <p><u>サ</u> 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書  <u>シ</u> 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</p>

## 9 産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が3年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* 1～\* 3 (略)

## 10 産業創造資金（海外投資貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

## 11 産業創造資金（産業立地貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超15年以内の場合 年 <u>1.7%</u> 以内 (信用保証を付する場合、年 <u>1.6%</u> 以内) 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.6%</u> 以内 (信用保証を付する場合、年 <u>1.5%</u> 以内) 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 (信用保証を付する場合、年 <u>1.4%</u> 以内)
(5)～(11)	(略)

(12) 埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1-3)(2部(保証を付する場合は3部))添付書類(2部(保証を付する場合は3部)うち原本1部)

ア～サ (略)

シ (1)イ(ア)～(ウ)の場合 工場立地に係る各市町村への届出書(当該届出に対して市町村の意見等が付された場合には、その意見等の内容が記載された書類を含む。)の写し(工場立地法で定める市町村への届出対象に該当しない工場の建築、取得又は敷地の拡張を行う場合は、埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)工場新設(変更)計画申出書(様式18))

ス～ナ (略)

\* 1～\* 5 (略)

## 9 産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が3年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* 1～\* 3 (略)

## 10 産業創造資金（海外投資貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

## 11 産業創造資金（産業立地貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超15年以内の場合 年 <u>1.6%</u> 以内 (信用保証を付する場合、年 <u>1.5%</u> 以内) 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.5%</u> 以内 (信用保証を付する場合、年 <u>1.4%</u> 以内) 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 (信用保証を付する場合、年 <u>1.3%</u> 以内)
(5)～(11)	(略)

(12) 埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1-3)(2部(保証を付する場合は3部))添付書類(2部(保証を付する場合は3部)うち原本1部)

ア～サ (略)

シ (1)イ(ア)～(ウ)の場合 工場立地に係る各市町村への計画申請書及び許可書の写し

ス～ナ (略)

\* 1～\* 5 (略)

1 2 経営安定資金（大臣指定等貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内（特定関連業種は年 <u>1.4%</u> 以内） 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内（特定関連業種は年 <u>1.3%</u> 以内） 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内（特定関連業種は年 <u>1.2%</u> 以内）
(5)～(12)	(略)

\* 1～\* 2 (略)

1 2 の 2 経営安定資金（知事指定等貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.4%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* (略)

(削除)

1 2 経営安定資金（大臣指定等貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内（特定関連業種は年 <u>1.3%</u> 以内） 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内（特定関連業種は年 <u>1.2%</u> 以内） 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.0%</u> 以内（特定関連業種は年 <u>1.1%</u> 以内）
(5)～(12)	(略)

\* 1～\* 2 (略)

1 2 の 2 経営安定資金（知事指定等貸付）

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年 <u>1.3%</u> 以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年 <u>1.2%</u> 以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年 <u>1.1%</u> 以内
(5)～(12)	(略)

\* (略)

ただし、融資対象者がエネルギー・原材料価格高騰の影響を受けている場合にあっては、表を次のとおり読み替える。

<u>(1) 融資対象者</u>	<u>中小企業者、中小企業組合 知事が指定する業種（知事指定特定業種）に属する者であって、エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けており、原則として最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が過去2年のうちいずれかの同月と比較して5%以上減少している者（特定業種関連）</u>
<u>(2) 資金用途</u>	<u>運転資金 経営の安定に必要なものに限る</u>
<u>(3) 融資限度額</u>	<u>融資限度額は関連ごととする。なお、平成20年3月31日以前実行分の経営安定資金特定業種貸付（知事指定）の残高がある場合、特定業種関連に含むものとする。 運転資金 8,000万円</u>
<u>(4) 融資利率</u>	<u>融資期間が5年超10年以内の場合 年1.0%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年0.9%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年0.8%以内</u>
<u>(5) 融資期間</u>	<u>運転資金 1年超10年以内</u>
<u>(6) 償還方法</u>	<u>3年以内据置元金均等月賦償還</u>
<u>(7) 信用保証</u>	<u>付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乘せする。</u>
<u>(9) 保証人</u>	<u>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
<u>(10) 受付機関</u>	<u>中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中央会</u>
<u>(11) 金融機関</u>	<u>取扱金融機関</u>
<u>(12) 申込書添付書類（2部（エは3部）うち原本1部）</u>	<u>ア 事業税等の納税証明書等 イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。） ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取後速やかに提出） エ 商工会議所・商工会及び中央会の発行する経営安定資金知事指定等貸付特定業種関連に係る認定書（様式21-2） オ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 カ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>

1.3 伴走支援型経営改善資金

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	(1)ア並びにイ及びウのうち責任共有制度の対象除外の場合にあっては、 融資期間が5年超10年以内の場合 年1.1%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.0%以内 融資期間が3年以内の場合 年0.9%以内 (1)イ及びウのうち責任共有制度の対象の場合にあっては、 融資期間が5年超10年以内の場合 年1.2%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.1%以内 融資期間が3年以内の場合 年1.0%以内
(5)～(13)	(略)
(14) 取扱期間	令和4年4月1日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和4年4月1日から令和6年8月31日までに融資実行されたものとする
(15)	(略)

\*1～\*6 (略)

1.4 要件緩和型経営安定資金<経営あんしん資金>

(1) 融資対象者	中小企業者、中小企業組合 次のアからオのいずれかに該当する者（オに該当し、県内で客観的に事業に着手していると認められる場合、第3の1(2)に該当することを要しない。） ア 最近3か月（原則として申込月の直近の3か月をいう。以下同じ。）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少している者。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率の比較によることができる イ 今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月をいう。）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少することが融資申込時において確実に見込まれる者。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、申込日の属する期の決算見込とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率の比較によることができる ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、最近1か月（原則として申込月の直近の1か月をいう。以下同じ。）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少している者 エ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、今後1か月（原則として申込月の翌月をいう。）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少することが融資申込時において確実に見込まれる者 オ (略)
(2)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.6%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.5%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.4%以内
(5)～(12)	(略)

1.5 企業パワーアップ資金 (略)

1.6 借換資金(再借換を含む。) (略)

1.3 伴走支援型経営改善資金

(1)～(3)	(略)
(4) 融資利率	(1)ア並びにイ及びウのうち責任共有制度の対象除外の場合にあっては、 融資期間が5年超10年以内の場合 年1.0%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年0.9%以内 融資期間が3年以内の場合 年0.8%以内 (1)イ及びウのうち責任共有制度の対象の場合にあっては、 融資期間が5年超10年以内の場合 年1.1%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.0%以内 融資期間が3年以内の場合 年0.9%以内
(5)～(13)	(略)
(14) 取扱期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに実行されたものとする
(15)	(略)

\*1～\*6 (略)

1.4 要件緩和型経営安定資金<経営あんしん資金>

(1) 融資対象者	中小企業者、中小企業組合 次のアからオのいずれかに該当する者（オに該当し、県内で客観的に事業に着手していると認められる場合、第3の1(2)に該当することを要しない。） ア 最近3か月（原則として申込月の直近の3か月をいう。以下同じ。）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去4年のうちいずれかの同期と比較して減少している者。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率の比較によることができる イ 今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月をいう。）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去4年のうちいずれかの同期と比較して減少することが融資申込時において確実に見込まれる者。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、申込日の属する期の決算見込とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率の比較によることができる ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、最近1か月（原則として申込月の直近の1か月をいう。以下同じ。）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去4年のうちいずれかの同月と比較して減少している者 エ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、今後1か月（原則として申込月の翌月をいう。）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去4年のうちいずれかの同月と比較して減少することが融資申込時において確実に見込まれる者 オ (略)
(2)～(3)	(略)
(4) 融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.5%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.4%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.3%以内
(5)～(12)	(略)

1.5 企業パワーアップ資金 (略)

1.6 借換資金(再借換を含む。) (略)

第5 融資手続き

1 (略)

2 受付機関は、個人情報の取扱いに係る説明書を申込者に交付し、同意の意思を確認した上で申込書及び添付書類の記載内容等を確認し、次の各号に掲げる場合に定めるとおり書類作成等を行い、要綱に合致すると認められる場合には申込書に受付印を押印して受け付ける。また、作成した書類も併せて申込書4部のうち1部を申込者に、2部を申込者経由で取扱金融機関に送付し、1部を最長融資期間の間、保管する。

受付の際には、要綱上の要件だけでなく、金融機関や保証協会の審査に係る事項等についても指導・助言に努めるものとする。

なお、申込者から取下げの申し出があった場合は、申込者に取下書(様式24)を提出させ、3年間保管する。

(1) (略)

(2) 小規模事業資金・起業家育成資金(開業後1年以上の場合又は分社化を除く。) 次のア又はイに定める事項を確認し、埼玉県中小企業制度融資申込書の受付機関記入欄に必要事項を記載する。

ア (略)

イ 小規模事業資金・起業家育成資金(開業後1年以上の場合又は分社化を除く。)の場合 次の(ア)から(オ)の事項の該当の有無。(いずれも該当しない場合は、現地調査を実施して現地調査報告書(様式26)を作成し、原本1部・写し1部を密封した封筒に入れて申込者経由で取扱金融機関に送付し、写し1部を保管する。ただし、取扱金融機関の承諾を得た場合にあっては、電磁的方法を用いた取扱金融機関への送信をもって、密封した封筒に入れた申込者経由での取扱金融機関への送付に代えることができる。)

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 受付機関が最近1年以内に申込者から制度融資又は日本政策金融公庫の融資の申込を受け付け、融資実行の実績を確認している。

(エ)～(オ) (略)

(3)～(5) (略)

3 商工会議所・商工会及び中央会は、次の各号に掲げる資金の申込者(商工会議所・商工会にあっては中小企業者、中央会にあっては中小企業組合)に対し、各号に定めるとおり書類作成等を行う。

(1) (略)

(2) 経営安定資金(知事指定等貸付) 特定業種関連 経営安定資金知事指定等貸付特定業種関連に係る認定書(様式21)を作成する。

4～5 (略)

第6 融資実行後等の手続き

1 (略)

2 取扱金融機関は、融資実行後、速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式33)を受付機関に提出し、次の各号に掲げる場合は、各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 申込者が、法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者として保証協会から保証承諾を受け、制度融資を利用した場合 次のアからウに定めるとおりとする。

ア (略)

イ 半期に一度、保証協会に対し、電磁的方法等によりモニタリング内容を報告する。ただし、報告期間が法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)(以下「危機指定期間」という。)中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。

ウ (略)

(5) (略)

(6) 申込者が、法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の規定に基づく特定中小企業者として保証協会から保証承諾を受け、制度融資を利用した場合 次のアからウに定めるとおりとする。

ア (略)

イ 半期に一度、保証協会に対し、電磁的方法等によりモニタリング内容を報告する。

ウ (略)

(7) 起業家育成資金のうち(1)オの場合 次のアからイに定めるとおりとする。

ア (略)

イ 申込者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のい

第5 融資手続き

1 (略)

2 受付機関は、個人情報の取扱いに係る説明書を申込者に交付し、同意の意思を確認した上で申込書及び添付書類の記載内容等を確認し、次の各号に掲げる場合に定めるとおり書類作成等を行い、要綱に合致すると認められる場合には申込書に受付印を押印して受け付ける。また、作成した書類も併せて申込書4部のうち1部を申込者に、2部を申込者経由で取扱金融機関に送付し、1部を最長融資期間の間、保管する。

受付の際には、要綱上の要件だけでなく、金融機関や保証協会の審査に係る事項等についても指導・助言に努めるものとする。

なお、申込者から取下げの申し出があった場合は、申込者に取下書(様式24)を提出させ、3年間保管する。

(1) (略)

(2) 小規模事業資金・起業家育成資金(開業後1年以上の場合又は分社化を除く。) 次のア又はイに定める事項を確認し、埼玉県中小企業制度融資申込書の受付機関記入欄に必要事項を記載する。

ア (略)

イ 小規模事業資金・起業家育成資金(開業後1年以上の場合又は分社化を除く。)の場合 次の(ア)から(オ)の事項の該当の有無。(いずれも該当しない場合は、現地調査を実施して現地調査報告書(様式26)を作成し、原本1部・写し1部を密封した封筒に入れて申込者経由で取扱金融機関に送付し、写し1部を保管する。)

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 受付機関が最近1年以内に申込者から制度融資又は日本政策金融公庫の融資の申込を受けている。

(エ)～(オ) (略)

(3)～(5) (略)

3 商工会議所・商工会及び中央会は、次の各号に掲げる資金の申込者(商工会議所・商工会にあっては中小企業者、中央会にあっては中小企業組合)に対し、各号に定めるとおり書類作成等を行う。

(1) (略)

(2) 経営安定資金(知事指定等貸付) 特定業種関連 経営安定資金知事指定等貸付特定業種関連に係る認定書(様式21 又は様式21-2)を作成する。

4～5 (略)

第6 融資実行後等の手続き

1 (略)

2 取扱金融機関は、融資実行後、速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式33)を受付機関に提出し、次の各号に掲げる場合は、各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 申込者が、法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者として保証協会から保証承諾を受け、制度融資を利用した場合 次のアからウに定めるとおりとする。

ア (略)

イ 半期に一度、保証協会に対し、保証協会所定の方法によりモニタリング内容を報告する。ただし、報告期間が法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)(以下「危機指定期間」という。)中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。

ウ (略)

(5) (略)

(6) 申込者が、法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の規定に基づく特定中小企業者として保証協会から保証承諾を受け、制度融資を利用した場合 次のアからウに定めるとおりとする。

ア (略)

イ 半期に一度、保証協会に対し、保証協会所定の方法によりモニタリング内容を報告する。

ウ (略)

(7) 起業家育成資金のうち(1)オの場合 次のアからイに定めるとおりとする。

ア (略)

イ 申込者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のい



ずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを電磁的方法等により保証協会に提出する。

なお、提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に対し提出する。

3～4 (略)

第7～第10 (略)

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

ずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを保証協会に提出する。

なお、提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に対し提出する。

3～4 (略)

第7～第10 (略)

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。



### 創業・再挑戦計画書

令和  
西暦 年 月 日  
(どちらかに○印を付けてください)

[申込人]  
住 所  
会社名  
氏名または  
代表者名

#### 1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ( )		
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 西暦 年 月 日
業種	資本金	〔会社設立(予定)の場合〕 円	
許可等	(種類)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従業員数	名	取扱品	仕入先
開業動機・目的			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得			
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額			
事業協力者の住所・氏名・勤務先			

#### 2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）  
( )
- キ その他（具体的に記入して下さい）  
( )

### 創業・再挑戦計画書

年 月 日

[申込人]  
住 所  
会社名  
氏名または  
代表者名

#### 1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ( )		
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
業種	資本金	〔会社設立(予定)の場合〕 円	
許可等	(種類)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従業員数	名	取扱品	仕入先
開業動機・目的			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得			
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額			
事業協力者の住所・氏名・勤務先			

#### 2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）  
( )
- キ その他（具体的に記入して下さい）  
( )

#### 3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人件費等		
その他の資金		
計	A	

3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金	金額	調達の方法	金額
設備資金 不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	千円	自己資金	千円
		親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
		金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円		
合計	千円	合計	千円

4. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	
外注工費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利益			
計		計	

5. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日	
事業用不動産	土地	m <sup>2</sup>	自己・新築 取得・賃貸	千円			
	建物	m <sup>2</sup>		千円			
	計	B (取得に要する資金)		千円			
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)		円			

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = 千円 (D)

6. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先 (金融機関本支店名等)	預金種別	金額	種 類	金額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他 (具体的に)	
			千円	( )	
	自己資金合計		千円		
借入金等 (※)	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	. ~ .
			千円		. ~ .
			千円		. ~ .
			千円		. ~ .
	借入金等合計		千円	調達資金合計	D 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。







様式 8 - 2  
再挑戦支援保証用

## 資格要件申告書

年 月 日

〔 申 込 人 〕

住 所

---

会 社 名

氏名または  
代表者名

---

事業経験について

**事業(注1)経験及び廃業(注2)経験について、記入してください。**

既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします。  
廃業経験を有しない方によって設立された会社は本制度の対象になりません。

**1 該当項目に○印を付けてください。 ※すべて(個人事業は1～3、会社事業は1～4)に該当する場合のみ**

		個人事業	会社事業
1	事業経験 廃業経験	事業経験があり、 個人事業を廃止した経験がある	事業経験があり、 経営していた会社を解散した経験がある
2	経過年数	廃業日から5年を経過していない	<b>解散日(注3)</b> から5年を経過していない
3	原因	廃業原因は <b>経営状況の悪化(注4)</b> である	解散原因は <b>経営状況の悪化(注4)</b> である
4	解散会社 との関係	解散日(注3)において <b>会社経営者(注5)</b> であった	

**2 廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。**

商号(個人) 会社名(会社)	業 種				
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)					
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無 ・ 有	廃止年月日(個人) <b>解散年月日(会社)(注3)</b> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: right;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	年	月	日
年	月	日			
法的整理の有無	無 ・ 有	法的整理名〔 開始決定日〔 年 月 日 〕 事件番号〔 裁判所 年( )第 号 〕			
保証協会の利用	無 ・ 有	〔 信用保証協会 〕			

**(注1)事業の定義**  
事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含みます。  
なお、現在会社を経営している方が法人成りにより廃止した個人事業は含みません。

**(注2)廃業の定義**  
・個人事業:事業を廃止すること(ただし、法人成りにより廃止したものを除きます。)  
・会社事業:会社が解散すること

**(注3)解散日、解散年月日**  
解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日をいいます。

**(注4)経営状況の悪化**  
業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

**(注5)会社経営者**  
業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役を兼務しない取締役は含みません。

※個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していないことの確認資料として、以下の資料を添付してください。  
 ・「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)  
 ・「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

様式 8 - 2  
再挑戦支援保証用

## 資格要件申告書

年 月 日

〔 申 込 人 〕

住 所

---

会 社 名

氏名または  
代表者名

---

事業経験について

**事業(注1)経験及び廃業(注2)経験について、記入してください。**

既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします。  
廃業経験を有しない方によって設立された会社は本制度の対象になりません。

**1 該当項目に○印を付けてください。 ※すべて(個人事業は1～3、会社事業は1～4)に該当する場合のみ**

		個人事業	会社事業
1	事業経験 廃業経験	事業経験があり、 個人事業を廃止した経験がある	事業経験があり、 経営していた会社を解散した経験がある
2	経過年数	廃業日から5年を経過していない	<b>解散日(注3)</b> から5年を経過していない
3	原因	廃業原因は <b>経営状況の悪化(注4)</b> である	解散原因は <b>経営状況の悪化(注4)</b> である
4	解散会社 との関係	解散日(注3)において <b>会社経営者(注5)</b> であった	

**2 廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。**

商号(個人) 会社名(会社)	業 種				
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)					
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無 ・ 有	廃止年月日(個人) <b>解散年月日(会社)(注3)</b> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: right;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	年	月	日
年	月	日			
法的整理の有無	無 ・ 有	法的整理名〔 開始決定日〔 年 月 日 〕 事件番号〔 裁判所 年( )第 号 〕			
保証協会の利用	無 ・ 有	〔 信用保証協会 〕			

**(注1)事業の定義**  
事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含みます。  
なお、現在会社を経営している方が法人成りにより廃止した個人事業は含みません。

**(注2)廃業の定義**  
・個人事業:事業を廃止すること(ただし、法人成りにより廃止したものを除きます。)  
・会社事業:会社が解散すること

**(注3)解散日、解散年月日**  
解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日をいいます。

**(注4)経営状況の悪化**  
業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

**(注5)会社経営者**  
業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役を兼務しない取締役は含みません。

※個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していないことの確認資料として、以下の資料を添付してください。  
 ・「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)  
 ・「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)





(削除)

様式10

様式10 事業承継計画書(事業承継支援貸付用)						
<b>1 承継する事業の概要</b>						
企業名(屋号)			代表者名			
本店所在地						
資本金			従業員数		決算期	
創業年月	個人・法人		年	月		
事業内容	業種名					
	製品(商品)名					
	年間売上高					
株主構成・出資比率等			%		%	
			%		%	
借入金の状況						
<b>2 事業承継の計画(承継後の申込みの場合は「事業承継の経過・内容」)</b>						
承継の区分	<input type="checkbox"/> 親族内承継 (続柄: ) <input type="checkbox"/> 役員・従業員承継 (役職: ) <input type="checkbox"/> 第三者承継 (具体的に: )					
承継の形態	<input type="checkbox"/> 法人の代表者交代 <input type="checkbox"/> 事業の全部譲渡 <input type="checkbox"/> 事業の一部譲渡(具体的に: )					
承継の経緯・理由(目的・効果等)						
承継に係るスケジュール	年	月				
	年	月				
	年	月				
	年	月				
譲渡される※資産・負債の内容						
※法人の代表者交代の場合は記入不要						
<b>3 資金計画</b>						
(1) 事業承継に係る資金計画(承継から1年分、承継後の申込みの場合は今後1年分を記入) (単位: 千円)						
調達の 内訳	当該借入金		支出の 内訳	土地建物購入費		
	その他の借入金計			機械器具備品購入費		
	内訳			商品材料等仕入代		
				人件費		
				その他の費用計		
	自己資金			内訳		
	その他( )					
合計		合計				
(2) 今回申込に係る資金使途						
注: 産業創造資金(事業承継特別貸付)を御利用になる場合は、本様式ではなく、保証協会所定様式の事業承継計画書を必ず作成してください。(与信取引のある取扱金融機関に御相談ください。)						

(削除)

様式 1 1

様式 1 1

事業承継に係る同意書

年 月 日

所在地

法人名  
(商 号)

代表者名

印

(融資申込者名) \_\_\_\_\_ が

作成した事業承継計画書(事業承継支援貸付用)(県様式10)の「1 承継する事業の概要」については、事実と相違ありません。

また、同「2 事業承継の計画」については、異存ありません。|

様式 1 2 ~ 様式 1 3 (略)

様式 1 2 ~ 様式 1 3 (略)

様式14-1

設備投資促進資金に係る認定書

年 月 日

商工会議所会頭  
商工会会長  
埼玉県中小企業団体中央会会長 印

下記の者は、設備投資促進資金の要件に該当すると認めます。

1 企業の概要

所在地	〒 -	TEL	
		FAX	
企業名 (商号)		代表者名	

2 該当する分野(□に✓を付してください)

<input type="checkbox"/> ア 人手の省力化につながる設備投資	<input type="checkbox"/> イ シニア、女性、障害者等の職場環境整備等
--	--

具体的な事業内容

3 設備投資計画の概要

(上記2該当する分野ア又はイとの関連がわかるよう具体的に記入してください)

(1) 設備投資を行う目的

(2) 設備投資による事業展開計画

4 資金計画(設備投資計画に係るもの)

(単位:千円)

投資計画	金額	調達方法		金額
		金融機関借入	本件融資	
設備		金融機関借入	本件融資	
		自己資金		
小計		小計		
運転	材料費	金融機関借入	本件融資	
		自己資金		
小計		小計		
合計		合計		

※ 各項目の記載欄が不足する場合は別紙(様式任意)を添付することも可とします

様式14-1

設備投資促進資金に係る認定書

年 月 日

商工会議所会頭  
商工会会長  
埼玉県中小企業団体中央会会長 印

下記の者は、設備投資促進資金の要件に該当すると認めます。

1 企業の概要

所在地	〒 -	TEL	
		FAX	
企業名 (商号)		代表者名	

2 該当する分野(□に✓を付してください(アの場合は、該当する分類にマルを付けてください))

ア 成長分野	分類
<input type="checkbox"/> (ア) 健康づくり長寿社会対応事業	医療・介護・健康/高齢者向け商品・サービス/その他( )
<input type="checkbox"/> (イ) 女性活躍支援事業	保育・育児/就業支援/女性向け商品・サービス/その他( )
<input type="checkbox"/> イ 人手の省力化につながる設備投資	<input type="checkbox"/> ウ シニア、女性、障害者等の職場環境整備等
<input type="checkbox"/> エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	

具体的な事業内容

3 設備投資計画の概要

(上記2該当する分野ア、イ、ウ、エとの関連がわかるよう具体的に記入してください)

(1) 設備投資を行う目的

(2) 設備投資による事業展開計画

4 資金計画(設備投資計画に係るもの)

(単位:千円)

投資計画	金額	調達方法		金額
		金融機関借入	本件融資	
設備		金融機関借入	本件融資	
		自己資金		
小計		小計		
運転	材料費	金融機関借入	本件融資	
		自己資金		
小計		小計		
合計		合計		

※ 各項目の記載欄が不足する場合は別紙(様式任意)を添付することも可とします

様式18

埼玉県産業創造資金（産業立地貸付）工場新設（変更）計画申出書  
（増設・拡張・用途変更）

年 月 日

所在地  
企業名（商号）  
代表者氏名 |

産業創造資金（産業立地貸付）の融資を受けたいので、次のとおり計画書を提出します。  
また、当該事業の工場立地に当たっては、関係法令に従い必要な手続きを行うことを宣誓いたします。

1 事業概要

(1) 既存工場（移転の場合は当該工場に○印を付けてください）

工場名	所在地	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	従業員(人)

(2) 跡地利用計画（移転の場合）

(3) 主要製品

--	--

2 計画概要

(1) 理由及び目的

形態	新設	増設	拡張	用途変更	移 転	全 面	一 部	な し
立地理由 (箇条書)					土地選定理由 (箇条書)			

(2) 立地予定地

予 定 地	市町村 大字			
敷 地 面 積	㎡	地 目	平均地価	円/㎡
用 途 地 域	工業専用地域	工業地域	準工業地域	工場適地 外 内
	市街化調整区域	無指定	その他( )	
国道、県道からの距離	m 名称( ) 線)			
市町村道に接している場合	幅員 m 名称( ) 線)			
新設または拡張計画	新設・拡張(幅員 m、延長 m)			
最寄りの鉄道駅からの距離	( ) 線 駅) km			

(3) 事業計画

内訳	期別 工事期	第1期(既設分)		第2期(増設分)		合 計			
		年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月				
施設 面積	建築物	棟	㎡	棟	㎡	棟	㎡		
	延床面積		㎡		㎡		㎡		
	全面施設		㎡		㎡		㎡		
	裸地		㎡		㎡		㎡		
機 器	主要器具								
	年 面 積	㎡		㎡		㎡			
	年 面 量	t		t		t			
従 業 員 計 画	既 有 員 数	新規採用者	小 計	既 有 員 数	新規採用者	小 計	既 有 員 数	新規採用者	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
熱 源 kWh/日 (種類・消費分)	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常			
	( % )		( % )		( % )				
予 定 契 約 電 力	kw		kw		kw				
予 定 投 資 額	円		円		円				
	品 目		量 ( t / 月 )		主要取引地域 ( 都道府県 )				
原材料									
製 品									
主たる 新規 雇用者	内 訳								
	新卒		人・一般		人				
パート		人・身障者		人					

(4) 作業工程

(5) 主要機械 ( 総・動・価 )

(6) 工業用水（増設の場合、増加分をカッコ書きで記載してください）

① 給 水 用 量	②+③ m <sup>3</sup> /日	用途	④/⑤-	原料	洗浄	研-削	鋳-削	排水量 m <sup>3</sup> /日
			( )	( )	( )	( )	( )	
⑥ 補給水 (t)	m <sup>3</sup> /日	水	工場	工場	貯水	冷却	排水⑦	排水放流経路 排水口～ ～ 川 管理者
		源	( )	( )	( )	( )	( )	

(7) 雨水排水について

排水放流経路
～
～ 川
管理者

(8) 公害防止計画（増設の場合、既設分も記載してください）

区 分	①騒音 ②振動 ③ガス ④粉じん ⑤ばい塵 ⑥臭気 ⑦排水	
発生施設	処理方法	
発 生 量	処理前	処理方法
	処理後	
廃棄物の 種類・量	t/月	処理方法 (焼却/埋没)

(9) 取り扱う化学物質の名称と取扱い見込み量

化学物質の名称	取扱い見込み量
	kg/月

(10) 発電機等の使用の有無

有の場合（常用・非常用）

(11) 大気汚染防止法第2条第2項に該当する~~ばい~~煙発生施設

設置予定の有無

3 投資計画（計画全体の投資額です。該当箇所記入してください。）

資金使途		融資対象額 (千円)	計画総額 (千円)	使途の概要（具体的に記入してください。）					
設備 資金	土地			購入	㎡	借地	㎡		
	建物			建設	㎡	購入	㎡	賃貸	㎡
	機械設備			総額		◎	千円/台 ×	台	
	その他			（具体的に）					
運転 資金	仕入資金			◎	千円/月 ×		月		
	人件費			◎	千円/月 ×		月		
	市場開拓費			特許料		宣伝費		その他	
	その他			（具体的に）					
合計				—					



4 資金調達計画

調達先	金額(千円)	金利(予定・年利)	返済期間	備 考
				(今回申込分)
自己資金		—	—	
その他		%	年	増資・資産売却・その他(〇で囲む) ( )
合 計		—	—	

5 損益計画

(千円)

	直近期	1年後	2年後	3年後
	/ 期	/ 期	/ 期	/ 期
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売管理費				
営業利益				
営業外収益				
営業外費用 (うち支払利息・割引料)				
経常利益				
特別損益				
法人税等				
当期純利益				
減価償却費				

※ 本計画書以外に生産施設・緑地・環境施設・その他主要施設の配置図、位置図、生産工程・主要機械・公害防止計画の補足資料及び工場全体の排水路図等を作成している場合は、別途添付のこと。

様式21-2

経営安定資金知事指定等貸付特定業種関連に係る認定書  
(エネルギー・原材料価格高騰特例)

年 月 日

下記の者は、経営安定資金知事指定等貸付特定業種関連(エネルギー・原材料価格高騰特例)の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商工会会長 印  
中小企業団体中央会会長

記

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 業 種
- 4 エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けている具体的な事情(主要原材料及び製品等も具体的に記入)

( )

5 認定要件(いずれかを○で囲む)

- ア 売上総利益率(最近1か月と過去2年のうちいずれかの同月を比較)の5%以上減少
- イ 営業利益率(最近1か月と過去2年のうちいずれかの同月を比較)の5%以上減少

	今年 ( 月)	_____年 ( 月)
売上総利益 又は営業利益	A 円	a 円
売上高	B 円	b 円
売上総利益率 又は営業利益率	$A/B \times 100 = C$ %	$a/b \times 100 = D$ %

利益減少率 \_\_\_\_\_%  $\geq$  5%

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

様式22-1

経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（売上高）

年 月 日

下記の者は、経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商 工 会 会 長 印  
埼玉県中小企業団体中央会会長

記

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 業 種
- 4 認定要件

社会的、経済的環境の変化などの影響により、一時的に業況の悪化を来たしている企業であり、次のいずれかに該当する（該当する方を○で囲む）

- ア 最近3か月の平均売上高が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少している
- イ 今後3か月の平均売上高が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少する見込みである

(1) 影響を受けている具体的な事情（減少見込みの場合はその根拠も記載）

[ ]

(2) 最近3か月（減少見込みの場合は今後3か月の見込み）の売上高

___月	_____千円
___月	_____千円
___月	_____千円
平均売上高	_____千円・・・A

(3) \_\_\_\_\_年の同期3か月の売上高

___月	_____千円
___月	_____千円
___月	_____千円
平均売上高	_____千円・・・B

※ 売上高減少要件

A < B  
(小) (大)

様式22-1

経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（売上高）

年 月 日

下記の者は、経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商 工 会 会 長 印  
埼玉県中小企業団体中央会会長

記

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 業 種
- 4 認定要件

社会的、経済的環境の変化などの影響により、一時的に業況の悪化を来たしている企業であり、次のいずれかに該当する（該当する方を○で囲む）

- ア 最近3か月の平均売上高が過去4年のうちいずれかの同期と比較して減少している
- イ 今後3か月の平均売上高が過去4年のうちいずれかの同期と比較して減少する見込みである

(1) 影響を受けている具体的な事情（減少見込みの場合はその根拠も記載）

[ ]

(2) 最近3か月（減少見込みの場合は今後3か月の見込み）の売上高

___月	_____千円
___月	_____千円
___月	_____千円
平均売上高	_____千円・・・A

(3) \_\_\_\_\_年の同期3か月の売上高

___月	_____千円
___月	_____千円
___月	_____千円
平均売上高	_____千円・・・B

※ 売上高減少要件

A < B  
(小) (大)

様式22-2

経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（利益率）

年 月 日

下記の者は、経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商工會會長 印  
埼玉県中小企業団体中央會會長

記

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 業種
- 4 認定要件

社会的、経済的環境の変化などの影響により、一時的に業況の悪化を来している企業であり、次のいずれかに該当する（該当する方を○で囲む）

- ア 最近3か月の平均利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少している
- イ 今後3か月の平均利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少する見込みである

(1) 影響を受けている具体的な事情（減少見込みの場合はその根拠も記載）

[ ]

(2) 利益率（いずれかを○で囲む）

- ア 売上総利益率（最近3か月<sup>※1</sup>と過去5年のうちいずれかの同期を比較）の減少
- イ 営業利益率（最近3か月<sup>※1</sup>と過去5年のうちいずれかの同期を比較）の減少

※ 利益率減少要件

C (小) < D (大)

		今年 <sup>※1</sup>		_____年	
売上 総利益	又は 営業利益	月	円	円	円
		月	円	円	円
		月	円	円	円
	合計		円	円	円
	平均 <sup>※2</sup>	A	円	a	円
売上高		月	円	円	円
		月	円	円	円
		月	円	円	円
	合計		円	円	円
	平均 <sup>※2</sup>	B	円	b	円
売上総利益率 又は営業利益率		A/B×100=C %		a/b×100=D %	

\*1 減少見込みの場合は今後3か月の見込みを記載。  
\*2 最近3か月の平均が算出困難な場合は直前期（今後3か月の平均が算出困難な場合は申込みの日が属する期の決算見込）とその前期の決算書における値を記載。

様式22-2

経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（利益率）

年 月 日

下記の者は、経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商工會會長 印  
埼玉県中小企業団体中央會會長

記

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 業種
- 4 認定要件

社会的、経済的環境の変化などの影響により、一時的に業況の悪化を来している企業であり、次のいずれかに該当する（該当する方を○で囲む）

- ア 最近3か月の平均利益率が過去4年のうちいずれかの同期と比較して減少している
- イ 今後3か月の平均利益率が過去4年のうちいずれかの同期と比較して減少する見込みである

(1) 影響を受けている具体的な事情（減少見込みの場合はその根拠も記載）

[ ]

(2) 利益率（いずれかを○で囲む）

- ア 売上総利益率（最近3か月<sup>※1</sup>と過去4年のうちいずれかの同期を比較）の減少
- イ 営業利益率（最近3か月<sup>※1</sup>と過去4年のうちいずれかの同期を比較）の減少

※ 利益率減少要件

C (小) < D (大)

		今年 <sup>※1</sup>		_____年	
売上 総利益	又は 営業利益	月	円	円	円
		月	円	円	円
		月	円	円	円
	合計		円	円	円
	平均 <sup>※2</sup>	A	円	a	円
売上高		月	円	円	円
		月	円	円	円
		月	円	円	円
	合計		円	円	円
	平均 <sup>※2</sup>	B	円	b	円
売上総利益率 又は営業利益率		A/B×100=C %		a/b×100=D %	

\*1 減少見込みの場合は今後3か月の見込みを記載。  
\*2 最近3か月の平均が算出困難な場合は直前期（今後3か月の平均が算出困難な場合は申込みの日が属する期の決算見込）とその前期の決算書における値を記載。

様式 22-3  
経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（売上高）

年 月 日

下記の者は、経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商 工 会 会 長 印  
埼玉県中小企業団体中央会会長

記

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 業 種
- 4 認定要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況の悪化を来たしている企業であり、次のいずれかに該当する（該当する方を○で囲む）

- ア 最近1か月の売上高が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少している
- イ 今後1か月の売上高が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少する見込みである

(1) 影響を受けている具体的な事情（減少見込みの場合はその根拠も記載）

[ ]

(2) 最近1か月（減少見込みの場合は今後1か月）の売上高

\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_千円・・・A

(3) \_\_\_\_\_年同月の売上高

\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_千円・・・B

※ 売上高減少要件

$$\begin{matrix} A & < & B \\ \text{(小)} & & \text{(大)} \end{matrix}$$

様式 22-3  
経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（売上高）

年 月 日

下記の者は、経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商 工 会 会 長 印  
埼玉県中小企業団体中央会会長

記

- 1 事業者名
- 2 所在地
- 3 業 種
- 4 認定要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況の悪化を来たしている企業であり、次のいずれかに該当する（該当する方を○で囲む）

- ア 最近1か月の売上高が過去4年のうちいずれかの同月と比較して減少している
- イ 今後1か月の売上高が過去4年のうちいずれかの同月と比較して減少する見込みである

(1) 影響を受けている具体的な事情（減少見込みの場合はその根拠も記載）

[ ]

(2) 最近1か月（減少見込みの場合は今後1か月）の売上高

\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_千円・・・A

(3) \_\_\_\_\_年同月の売上高

\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_千円・・・B

※ 売上高減少要件

$$\begin{matrix} A & < & B \\ \text{(小)} & & \text{(大)} \end{matrix}$$

様式 2 2 - 4

経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（利益率）

年 月 日

下記の者は、経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商工 会 会 長 印  
埼玉県中小企業団体中央会会長

記

1 事業者名

2 所在地

3 業 種

4 認定要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況の悪化を来している企業であり、次のいずれかに該当する（該当する方を○で囲む）

ア 最近1か月の利益率が過去 5年のうちいずれかの同月と比較して減少している

イ 今後1か月の利益率が過去 5年のうちいずれかの同月と比較して減少する見込みである

(1) 影響を受けている具体的な事情（減少見込みの場合はその根拠も記載）

[ ]

(2) 利益率（いずれかを○で囲む）

ア 売上総利益率（最近1か月\*と過去 5年のうちいずれかの同月を比較）の減少

イ 営業利益率（最近1か月\*と過去 5年のうちいずれかの同月を比較）の減少

※ 利益率減少要件

C (小) < D (大)

	今年* ( 月)	_____年 ( 月)
売上総利益 又は営業利益	A 円	a 円
売上高	B 円	b 円
売上総利益率 又は営業利益率	$A / B \times 100 = C$ %	$a / b \times 100 = D$ %

\* 減少見込みの場合は今後1か月の見込みを記載。

様式 2 2 - 4

経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（利益率）

年 月 日

下記の者は、経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）の要件に該当すると認めます。

商工会議所会頭  
商工 会 会 長 印  
埼玉県中小企業団体中央会会長

記

1 事業者名

2 所在地

3 業 種

4 認定要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況の悪化を来している企業であり、次のいずれかに該当する（該当する方を○で囲む）

ア 最近1か月の利益率が過去 4年のうちいずれかの同月と比較して減少している

イ 今後1か月の利益率が過去 4年のうちいずれかの同月と比較して減少する見込みである

(1) 影響を受けている具体的な事情（減少見込みの場合はその根拠も記載）

[ ]

(2) 利益率（いずれかを○で囲む）

ア 売上総利益率（最近1か月※と過去 4年のうちいずれかの同月を比較）の減少

イ 営業利益率（最近1か月※と過去 4年のうちいずれかの同月を比較）の減少

※ 利益率減少要件

C (小) < D (大)

	今年※ ( 月)	_____年 ( 月)
売上総利益 又は営業利益	A 円	a 円
売上高	B 円	b 円
売上総利益率 又は営業利益率	$A / B \times 100 = C$ %	$a / b \times 100 = D$ %

※ 減少見込みの場合は今後1か月の見込みを記載。 |

様式33

整理番号

### 埼玉県中小企業制度融資報告書

年 月 日付けで融資申込のありました件について、下記のとおり融資しましたので報告します。

年 月 日  
(提出先機関の長)

様

所在地  
金融機関名  
代表者氏名

資金名 (□に✓印をつける)	
<b>事業資金</b> ①一般貸付 (□個人・会社 □組合) ②短期貸付 (□個人・会社 □認定組合 □認定組合員) ③小規模事業資金 【経営革新企業特例】: □有 <input type="checkbox"/> 借換 <input type="checkbox"/> 再借換 ④起業家育成資金 (うち再借換□ うちスタートアップ□) □個人 (開業前) □会社設立予定 □分社化計画 □個人 (開業後) □会社 □分社 ⑤設備投資促進資金 □人手の省力化 □シニア・女性・障害者等職場環境整備 □カーシェア □DX推進 □事業再構築 ⑥創業創設資金 □経営革新計画促進貸付 □事業承継支援貸付	<b>産業創造資金</b> ⑦社会貢献企業等優遇貸付 (□個人・会社 □組合) □多様な働き方実践企業 □シニア活躍推進宣言企業 □障害者雇用 □SDGs □企業価値向上 □パートナーシップ □BCP ⑧海外投資貸付 ⑨産業立地貸付 □本社等 □工場・研究所 □物流施設 □公共移転等 ⑩経営安定資金 大臣指定等貸付 知事指定等貸付 □指定企業 □災害復旧 □指定企業 □災害復旧 □特定業種 □金融円滑化 □特定業種 □金融円滑化 ⑪経営あんしん資金 □売上等減少 □売上等減少見込み ⑫借換資金 <input type="checkbox"/> 再借換

融 資 先	住 所	名 称・代 表 者 氏 名
融 資 金 額	円	
資 金 の 使 途	設備資金	運転資金
融 資 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
融 資 方 法	証書貸付 手形貸付 その他	
償 還 方 法	か月据置 年 月より毎月 日に 円、返済期限に 円	
融 資 利 率	年利 %	連 用 保 証 有・無
連 帯 保 証 人	有・無	担 保 有・無

この報告書の送り先↓ 《金融機関へのお願い》

受付機関ゴム印等

融資実行後、  
受付機関あて速やかに  
送付してください。

様式33

整理番号

### 埼玉県中小企業制度融資報告書

年 月 日付けで融資申込のありました件について、下記のとおり融資しましたので報告します。

年 月 日  
(提出先機関の長)

様

所在地  
金融機関名  
代表者氏名

資金名 (□に✓印をつける)	
<b>事業資金</b> ①一般貸付 (□個人・会社 □組合) ②短期貸付 (□個人・会社 □認定組合 □認定組合員) ③小規模事業資金 【経営革新企業特例】: □有 <input type="checkbox"/> 借換 <input type="checkbox"/> 再借換 ④起業家育成資金 (うち再借換□ うちスタートアップ□) □個人 (開業前) □会社設立予定 □分社化計画 □個人 (開業後) □会社 □分社 ⑤設備投資促進資金 □成長分野関連 □感染防止対策 □人手の省力化、シニア・女性・障害者等職場環境整備 □カーシェア □DX推進 □事業再構築 ⑥創業創設資金 □経営革新計画促進貸付 □事業承継支援貸付 <input type="checkbox"/> 承継2年未満 <input type="checkbox"/> 承継法認定	<b>産業創造資金</b> ⑦社会貢献企業等優遇貸付 (□個人・会社 □組合) □多様な働き方実践企業 □シニア活躍推進宣言企業 □障害者雇用 □SDGs □企業価値向上 □パートナーシップ □BCP ⑧海外投資貸付 ⑨産業立地貸付 □本社等 □工場・研究所 □物流施設 □公共移転等 ⑩経営安定資金 大臣指定等貸付 知事指定等貸付 □指定企業 □災害復旧 □指定企業 □災害復旧 □特定業種 □金融円滑化 □特定業種 □金融円滑化 ⑪経営あんしん資金 □売上等減少 □売上等減少見込み ⑫借換資金 <input type="checkbox"/> 再借換

融 資 先	住 所	名 称・代 表 者 氏 名
融 資 金 額	円	
資 金 の 使 途	設備資金	運転資金
融 資 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
融 資 方 法	証書貸付 手形貸付 その他	
償 還 方 法	か月据置 年 月より毎月 日に 円、返済期限に 円	
融 資 利 率	年利 %	信 用 保 証 有・無
連 帯 保 証 人	有・無	担 保 有・無

この報告書の送り先↓ 《金融機関へのお願い》

受付機関ゴム印等

融資実行後、  
受付機関あて速やかに  
送付してください。